

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和5年7月27日(木)午後1時30分から午後2時45分  
場所 教育文化会館501号室

## 2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、荻野洋一、  
大浦清和、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、塩谷俊之、河合雅司  
(欠席委員：森本太郎、濱田清人、水島洋)

## 3 議長

議長：網谷繁彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

中村好成、坂田博美

## 6 県職員

地崎課長、南條副主幹、飯野主任、角技師

## 7 事務局職員

辻本事務局長

## 8 付議事項(議題)

### (1) 区画漁業及び共同漁業の免許について(諮問)

県水産漁港課の飯野主任から、資料1により、「区画漁業及び共同漁業  
の免許について」諮問された。

資料1は、区画及び共同漁業の免許についての諮問文となっている。次  
のページに、区画漁業権免許申請一覧を示した。1号から23号までである。  
表の右の欄に、組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業又は1年に  
90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数、および、関係地区内に住所を  
有し、当該漁業又は1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数を  
示した。これらは、免許に関する適格性の要件に係る項目となっている。  
一番右の欄に、類似漁業権か新規漁業権かを記している。類似漁業権  
は、これまでにあった漁業権で、なおかつ適切かつ有効に利用されている  
と判断された漁業権である。新規漁業権は、全く新しいところや場所を変  
えたところとなっている。区第1号と2号は入善漁協からの申請となって

いる。区第3～7号は魚津漁協からの申請で、区第4号と7号が新規である。区第8～17号が新湊漁協からの申請で、かき垂下式養殖、魚類小割り式養殖、こんぶ養殖業が申請されている。区第10号が新規となっており、堀岡地区での魚類養殖である。区第18～23号は氷見漁協からの申請で、わかめ養殖や魚類小割り式養殖業が申請されている。こちらはすべて類似漁業権である。次のページは参考として、区画漁業権は団体漁業権として申請されているが、団体漁業権の場合、行使規則を県に提出し、県が認可する形になる。申請にあたって、水協法に定める特別議決事項や漁業法第106条第4項に定める漁業者による書面による同意が必要で、各漁協で条件を満たしていることを確認している。

次に、共同漁業権の申請では、他の共同漁業権は令和6年1月が更新時期となっているが、共第10号だけは、令和5年9月の切り換えとなっている。共第10号は、石川県と富山県の県境にある漁場で、10年毎に富山県と石川県が免許しており、今回は富山県が免許することになる。氷見漁協と石川県漁協のうち、今回、氷見漁協が申請の代表者となっている。特別議決事項や世帯数は、条件を満たしている。最後に、関係法令を添付した。

委員からの質問等は無く、議題（2）に移った。

## (2) 第12次区画漁業権及び共同漁業権（共第10号）の免許について（審議）

事務局の飯野主任から、資料2-1により、審査の具体的な方法について説明があった。

まず、審査の具体的な方法について協議いただき、その後で審議いただくという形にしたい。海区漁業調整委員会が適格性の審査をする根拠について、免許申請があったとき、海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないと漁業法で規定されている。審査の具体的な方法についても、1件ごとに「異議あり・なし」の声で採決していただきたい。定置漁業権の場合、関係ある委員は退席いただいた。しかし、今回の区画漁業権と共同漁業権は団体漁業権で漁協が申請者となっている。個人として選出された委員が、たまたま組合を代表する理事又は組合員であったとしても、法人たる組合と個人たる委員は別人格であるから、当該組合に関する事件は、当該個人たる委員の自己に関する事件に該当しない。すなわち、個人と漁協は別ということで退席いただく必要はない。

上野委員から、石川県と富山県の共同漁業権について、申請者が富山県側で、実際使うのは石川県と富山県になるのか。

飯野主任から、そのとおり。免許するのは富山県であるが、実際には、氷見漁協と石川県漁協が共有して漁場を利用することになる。

このほか、委員からの質問や意見等は無く、区画及び共同漁業権免許における適格性の審査方法について、事務局案どおり承認された。

引き続き、事務局の飯野主任から資料2-1の3番から説明された。①申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でない、②海区漁場

計画と異なる申請、③漁業権の不当な集中に至るおそれがある、このような場合に免許しない。免許の適格性は、漁業法第 72 条第 2 項に基づき、2つの要件がある。(1) 区画漁業権の類似漁業権にあるとおり、その組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の 2 / 3 以上であるもの。(2) の新規漁業権である区画漁業権及び共同漁業権には、その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の 2 / 3 以上であるものとされている。今回の申請は、すべて組合地区に關係地区が全部含まれている。営む者に関する要件で、組合が自営する場合、水協法第 17 条の要件をみたす書面が必要とされているが、今回の申請ですべて組合は自営しない。地区、営む者に関する要件並びに組合員に関する要件について、すべての申請が満たしている。申請書類について、すべての申請者が、県が提出を求めた書類を提出していることを確認している。

中村委員から、適格性調書にある要件で、組合員数ではなく、組合員世帯数か。

飯野主任から、世帯数である。

このほか、委員から意見や質問等はなく、区画漁業権 23 件及び共同漁業権 1 件の審査を行うこととなった。区画漁業権と共同漁業権の適格性の審査は、それぞれ資料 2 - 2 及び資料 2 - 3 に基づき 1 件ずつ行われた。その結果、すべて「異議なし」とされ、申請者に適格性があることが議決された。これにより、資料 2 - 4 の答申案により県から諮問のあった「区画及び共同漁業の免許」について、「異議なし」として答申することが承認された。

### (3) 令和 5 管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について (協議)

県水産漁港課の飯野主任から、資料 3 により「令和 5 管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

経緯として、TAC 魚種であるマイワシやクロマグロの他にもズワイガニなどについて、毎年度、諮問している。各魚種の漁獲可能量を変更する場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないということが漁業法に規定されており、クロマグロについては、毎年 12 月以降の期中に、融通によって、大臣管理や他の県から枠をいただいて増枠がある。その都度、配分方法について各漁協と協議して、海区漁業調整委員会への諮問や答申を経たうえで、各地区に配布している。資源管理方針にも斜体字のとおり、配分については、県下漁業団体と協議のうえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて決めると規定している。課題として、近年、融通のたびに漁協と協議し、海区に参集いただいて諮問している。漁協との協議の期間や、海区の開催を待たなければ県内の定置漁業や漁船漁業の増枠分を

活用できないという状況がある。こういったタイムラグがあることと、最近、クロマグロの来遊量が増えており、昨年には漁獲枠の消化率が高かったこともあり、様々な漁業団体から、追加配分があれば、できるだけ早く欲しいという声が挙がっている。これまでは、増枠の話があるたびに協議をしていたが、結局、県が提示した当初枠、平成 22～24 年の漁獲実績ベースで按分している。今回の協議内容として、増枠分を県内の各区分の方々に、できるだけ早く活用できるようにするため、あらかじめ配分方法を、海区漁業調委員会に諮って決められないか協議させていただきたい。もし、異議がなければ、次回の海区で、令和 5 管理年度の期中において、融通等により知事管理漁獲可能量が増加した場合、当初枠で按分し、ただちに県内の各区分へ配分、実際に増枠があった場合、その内容を海区へ報告したいと諮問したい。

令和 5 管理年度は、クロマグロの場合 4 月から 3 月となっており、その期中に融通等で知事管理漁獲可能量が増加した場合、すなわち、大臣管理や他の県から少し枠をいただいたということがあった場合に、当初枠で按分し、直ちに県内の各区分に配分する。あらかじめ配分方法を決めておき、実際に増枠があった場合に、増枠があったことを、海区漁業調整委員会で報告させていただくことをお諮りしたい。

参考 1 として、当初配分は、小型魚では 98.51 トン、大型魚では 15.1 トンとなっている。各区分が定置漁業で 5 地区、漁船漁業で県下一円となっている。大型魚では、定置漁業で 2 地区、漁船漁業で県下一円となっている。

参考 2 に、これまでの流れとの違いを示している。左側がこれまでの流れで、融通の調整が整ってから、国から配分があり、県内配分を漁業団体と協議、海区を開催して、各区分に配分となっている。今回の協議では、事前に県内の配分方法を協議しておき、海区での諮問や更新も行っておき、国から配分があり次第、当初枠で按分するという方法で各区分に配分し、配分が実際にあったら直近の海区で報告する。

参考 3 には、ズワイガニやマイワシで増枠があった場合に、全量直ちに知事管理区分に配分すると掲載している。富山県資源管理方針の本文と別紙を掲載している。

高松委員から、事前に、こういう協議をすることは結構だが、魚のことだから、いつどこにどう入るかもわからない。県で、事前に按分して配布することが気になる。氷見地区が圧倒的に多く、過去にも、枠に対してかなり多く捕れていたかと思う。要するに網上げなどの指示も検討されていたが、そのようなことができるだけないように対応すべき。そのためには、当初枠の按分どおりに配分するのではなく、多少の余裕を持たせた方が良いのではないか。

飯野主任から、以前、県としての留保枠は持っていたが、近年では、逼迫はしているが、超過の恐れがなくなったので県留保枠は無くした。もう 1 度、県留保枠を持つかどうかは内部で協議しなければならない。

高松委員から、当初枠の按分でうまくいけばいいが、安全面での調整が

必要ではないか。

辻本事務局長から、高松委員の意見として県で留保枠を持つというのもひとつの案である。しかし、実際、クロマグロの資源管理は浸透していて、対応できている。放流して漁獲枠を守っているところと、ぎりぎりまで捕って、逼迫するから増枠分を配分してくれというのは、捕ったもの勝ちみたいになってバランスが悪くなる。きちんと資源管理している漁業者にとっては、面白くない状況が生まれる。そういった背景もあって、これまで、当初枠で按分してきた。漁獲枠の消化状況についても、県や漁協で調整している。かなり突発的な入網がない限り、留保枠を持つことは必要ないと考えている。

高松委員から、そういう管理システムをしっかりとっているという認識であればよいが、そういう情報は入ってこないから、大丈夫なのかなと思った。

網谷会長から、高松委員の意見に賛成だが、単発で1日何トンとか、10トンに近いような水揚げがあった時、ほとんどが放流に回ってしまうことが問題である。定置の委員で話していただき、もしも高松委員が言われたように、県で留保枠を持って、大量に捕れたときに対応するというのであれば、それはそれでいいのかなという気がする。辻本事務局長が言われたように、全体のバランスがおかしくなるのかどうかは、定置の方々の話し合いの中で決めていただければよい。漁船漁業の漁獲枠として2.7トンの枠が追加されたが、富山県の漁船漁業で、それだけの漁獲量を今現在消化しているのか。

飯野主任から、令和4管理年度は、90%近くまで消化された。これまで、あまり消化率は高くなかったが、特に、ここ1~2年の消化率がかなり高い。

網谷会長から、どこの漁協で何トンぐらい揚がっているのか。一本釣り、トロールで釣ったということはあまり聞いたことがない。

飯野主任から、大きく分けて2つの漁期があり、初夏では、去年、東と西の方で漁獲があった。秋の時期はシビコサイズが多く、東の方で、特に魚津地区で多かった。

三国会長代理から、今まで、水産庁の方から、枠を上位下達のような形で配分されてきた。実際問題、クロマグロの数が増えているというような話が聞こえてくる。その実態はどうなのか。私ら定置の方とすれば、ただ入った魚を持ってくるだけで、全体像が全然見えない。その辺、県としても、水産庁としても、どのような形で相対数を把握しているのか聞いてみたい。毎年恒例行事のように、去年と一緒の枠だけの話が進み、本当にいつまで続くのかという疑問もある。現実のクロマグロの数などの情報は入っているのか。

飯野主任から、実際の漁獲量というのは皆さんかなり放流されていることもあって、実際の昔のような漁獲量の数字はない。ただし、国際的な機関で資源評価されており、最新の資源評価では、資源は回復状況にある。来年2024年の国際的なWCPFCというところで、増枠できるように水産庁

で提案方法を検討していると聞いている。

三國委員から、数量的には、あまり分からないのか。

飯野主任から、様々な担当者会議に出席していると、富山県に限らず、ほぼすべての県でクロマグロがすごく増えていると言っている。

荻野委員から、野帳を出しているが、集計しているのか。

飯野主任から、水産庁の方で、おそらく集計はしていない。データとしては持っていると思う。

荻野委員から、それをしてもらえれば、一応、いろいろ放流した量がわかる。

飯野主任から、県として放流量がどれぐらいだったかは担当者ベースで去年一度とりまとめた。国全体としては、まとめてられていない。いろんな担当者会議で、野帳のデータがあるから、放流量が分かるのではないかとの意見も出ている。まだ、水産庁で具体的なデータを出すとは聞いている。

鷺北委員から、どのように資源評価しているのか。

飯野主任から、標本船などで試験的に操業した調査に基づいている。水研機構によって、そこで捕れた漁獲量をベースに資源量が推定されている。

鷺北委員から、昔の資源に比べて、漁獲努力量も一緒なのに、これだけ増えているから資源量が分かるということ。定置網は定点調査のようであり、毎年一緒の定点で、こんな良いデータは無いと思う。

飯野主任から、そう思う。実際に、水産庁が主催の会議で日本定置漁業協会の方も言われていたが、今のところ、具体的な資源評価には定置網の漁獲量のデータを使っていない。試験操業のデータは定置ではなく、延縄のデータを用いている。

三國會長代理から、海外の情報は全然ないのか。

辻本事務局長から、水産庁が資源評価を行っている。実感として資源量が増えているのに、漁獲枠が増えないことに不満があると思う。水産庁も資源が増えていることは認識しているが、アメリカやメキシコなどと交渉して、その結果、日本の増枠が来るので、どうしてもタイムラグが生じる。これは国際交渉上仕方がない。水産庁の方も一生懸命やってくれているので、来年、再来年の交渉で、徐々に資源の回復に応じて漁獲枠が増えていく見込みである。クロマグロの親魚量について、過去最低がこれくらいで、今増加傾向にあって、将来これくらいになるというシミュレーションで示されている。

高松委員から、令和5管理年度の期間ということで、来年3月までの対応であるから、とりあえずこれでやってみて、令和6年度以降どうするか検討されればよい。留保枠を設けることには、こだわらない。

網谷会長から、他の県とのネットワークはどうなっているのか。

飯野主任から、水産庁が、概ね月1回程度の要望調査を行っており、そこで各県の欲しいとか譲るとかの状況が分かる。当然、水産庁の仲介を使っても良いし、各都道府県別に交渉して、枠をやりとりする場合もある。

網谷会長から、融通というからには、一旦譲り受けた枠は、何年後かに

返すことになるのか。

飯野主任から、いろんなパターンがあり、今までの富山県のようにもらうだけでもあれば、逆にあげるだけ、交換という場合もある。もらったから返さないといけないというわけではない。

このほか、委員から意見や質問等は無く、令和5年度管理年度における融通等によるクロマグロの知事管理漁獲量の変更について、本日の協議を踏まえ、次回の委員会で県から諮問されることについて、「異議なし」として承認された。

#### (4) その他

県水産漁港課の角技師から、前回の委員会において、高松委員から質問があった富山県沿岸におけるクロマグロ遊漁の実態に関して回答された。

遊漁でのクロマグロの採捕量は、LINEアプリで水産庁に報告されている。現在、魚体を撮影することにより、AIが体重を推定できるアプリが開発中である。水産庁によると、都道府県別の採捕量の合計は、遊漁者からの報告をもとに、海域ごとに統計をとっている。先日行われた都道府県担当者会議で示された数量は、7月11日時点ということでした。採捕海域図では、富山湾はJ8の海域に属している。4～5月の全国での採捕量は4.38トン、J8海域では0トンであった。6月の全国の採捕量は10.32トン、J8海域では7.36トンであった。7月の全国での採捕量は7.07トン、J8海域は4.26トンであった。4～7月の全国での合計の採捕量は21.78トン、J8海域では11.62トンであった。全体の採捕量のうち約半分がJ8海域となっている。遊漁でのクロマグロ採捕にかかる広域漁業調整委員会指示違反は、本来、国が取り締まるべきであり、県から国に要望している。また、J8海域の定期取締りをはじめ、国に対して体制強化などを要望している。全国の委員会指示違反の取締り事例は5件あり、そのうち4件がJ8海域、さらにそのうち2件が富山県となっている。富山県は全国からクロマグロを狙う遊漁船が集まる県であり、他県と比較して非常に多くの遊漁者がクロマグロを狙って釣りを行っていると思われる。県としては、最大限取締りを行っているが、全く対応が追いついていない状況である。

三国会長代理から、県は、遊漁者に確認して報告を受け取るのか。

角技師から、遊漁者から直接県に報告は来ていない。

南條副主幹から、取締りの現状として、まず、一般の方から疑義情報が寄せられ、おそらく遊漁船業者或いは一般の遊漁者だと思われるが、そういった方々から、水産漁港課或いは漁業取締船「つるぎ」に直接、クロマグロを釣っている疑いがあると通報がある。それに基づき、取締船で、実際にマグロを釣っているかどうかの確認を洋上で行う、或いは船が港に帰ってきた時に陸上で取り締まり、例えばクーラーボックスの中に違反のマグロが入っていたらアウトで、その遊漁者に対して、こちらから指導するとともに、その情報を水産庁に報告している。基本的には、国の方で主体的にやらなければならない取締り業務であるが、なかなか国の方に要望し

ても、こちらの方まで手が回ってこないところがあり、今「つるぎ」の方が非常に一生懸命頑張っていて取り締まっているところである。

網谷会長から、違反操業があった時の罰則は大体どれぐらいか。

南條副主幹から、まず1回水産庁に連絡した後、水産庁から広域漁業調整委員会会長名で命令書が下る。1回目の命令書にさらに違反して、またクロマグロを揚げた場合には、また同じ情報を水産庁に連絡して、今度は農林水産大臣名で命令がある。さらにその命令に違反したら、初めて罰則規定で50万円或いは懲役刑となる。

網谷会長から、駄目だね。漁業者とか流通業者には逮捕などの行政処分が出ているのに、そういうことでは漁業者に対して示しがない。

中村委員から、罰則を受けた人はいるか。

南條副主幹から、今のところいない。会長指示違反1回が現状で、この取締りが始められてまだ日が浅いこともある。

中村委員から、取締りは「つるぎ」1隻だけでやっているのか。

南條副主幹から、「つるぎ」だけで、富山湾の東から西まで全部周っている。海保も情報提供という形で協力してくれているが、今のところ、海保自身を取り締まることはなく、結局、違反者に対する罰則に持つていくまでの煩雑な流れがネックとなって、海保がなかなか動きにくいという話は聞いたことがある。

網谷会長から、県としても、ぜひその点について、今まで以上に動いてほしい。この前、全国海区会長会議の時に、富山県として要望してきたが、次の機会があれば、その点についてしっかり要望していきたい。

県水産漁港課の南條副主幹から、前回の委員会において鷺北委員から質問があったドローンによる漁業取締りに関して回答された。

他県でのドローンの取り締まり状況では、北海道、青森県、岩手県、宮城県、三重県で事例が確認された。北海道に関しては、取締船にドローンを配備し、実際にサケの密漁を検挙した。以前、ドローンの映像が証拠能力として不足しているという話もあったが、最近、映像の画質の向上など状況も変わりつつあるので、そういったドローンによって撮影された動画でも証拠能力として、使えるようになってきているのかもしれない。他の県では、漁協が独自にドローンを導入しており、青森県の場合、ドローンとAIを組み合わせた形で、自動的にドローンを飛ばして、映像から実際に密漁しているかどうか判断できるシステムを民間業者と共同で作りに上げている。それ以外に、ドローンにスピーカーをつけて、取締りに関する情報や注意喚起を促して、密漁防止に努めている。

高松委員から、富山県として今後の対応は。

南條副主幹から、ドローンを導入している地域は、いずれも広域にわたって密漁している、例えば北海道や東北の海域も非常に海岸線が長い中での密漁の取締りというところで、マンパワー不足を補うためにドローンを導入している。富山県については、海岸線自体はそれほど長くない状況もあり、密漁がないとは言えないが、そこまで逼迫しているというような話



も今のところ聞いていないので、ドローンの導入は検討していない。ただし、状況によっては、他県の情報も踏まえながら考えていきたい。

鷲北委員から、クロマグロについて「つるぎ」で取り締まるうえでドローンを利用できないか。例えば、漁業調査船「立山丸」などに基地局があって、そこでドローンが周っているということが聞こえてくるだけでも抑止力が上がる。

網谷会長から、漁協から要望して予算化していくことも現実になればよい。

南條副主幹から、ドローンを飛ばすにあたって、いろいろな規制をクリアしなければならない。例えば、北海道や東北では、比較的海岸線が長く、人口密集地帯ではないところが結構あるため、そういったところでドローンを飛ばすことには、それほどうるさいと言われない。しかし、富山県の場合、海岸線に人口密集地帯が近いので、いろいろと弊害がある。

網谷会長から、海区から県に対して、ドローンの導入について要望することはできるか。

辻本事務局長から、あくまで海区は漁業調整を図る委員会であって、密漁の取り締まりであれば、県漁連や漁協から要望していただきたい。

高松委員から、ドローンを導入するにあたり、国の補助メニューはあるか。

南條副主幹から、浜活交付金があり、ドローンを導入する団体に対しての補助がある。ただし、運用については自前となる。

#### (5) 次回委員会

次回の委員会は、令和5年11月21日（火）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月27日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_